

PSQ 認証制度基本規程
(PSQS-01)
付属資料 B. PSQ 評価方法

一般社団法人
ソフトウェア協会

PSQ 認証室

(制改訂履歴)

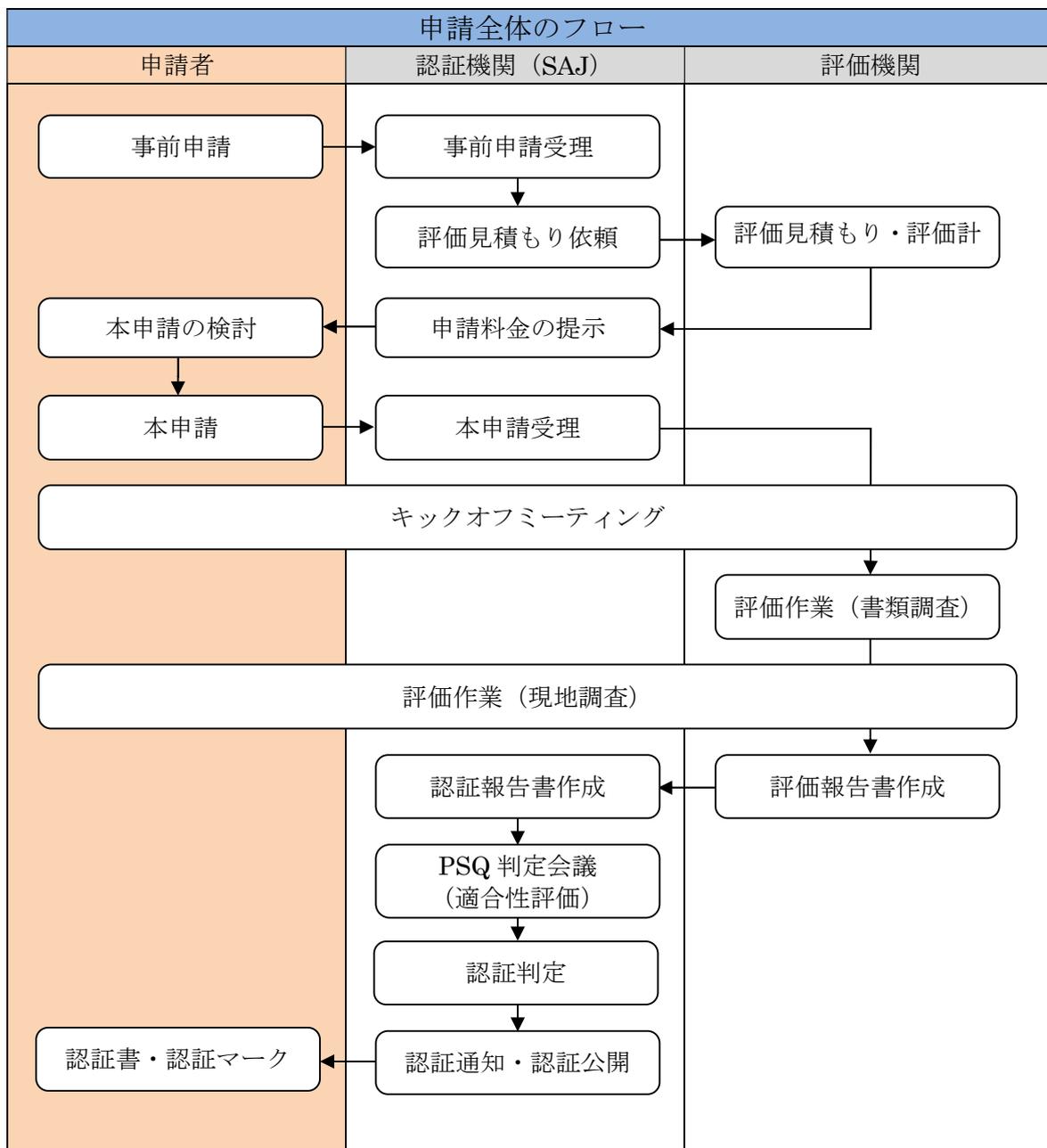
版	制改訂年月日	内容
初版	2013年6月12日	新規制訂、施行
2版	2015年6月26日	ISO/IEC 25051 : 2014 の改訂、及びこれまでの制度運用結果からの業務見直しによる評価方法の全面見直し 実機評価方法の追加 ・国際相互承認のための実機評価方法の記述追加

【目次】

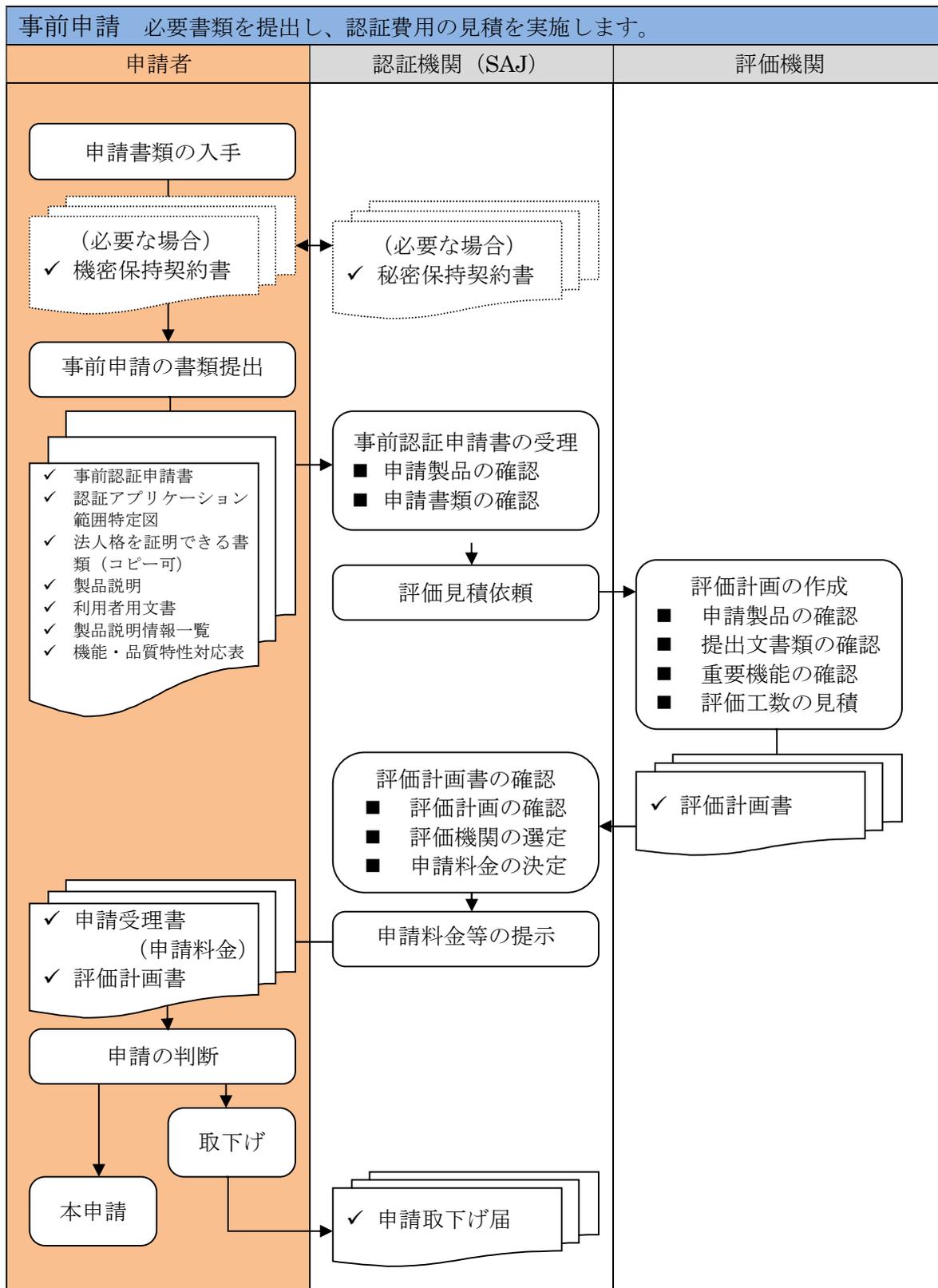
1.	PSQ 認証 業務フロー	1
1.1	全体フロー	1
1.2	事前申請フロー	2
1.3	本申請フロー	3
1.4	認証フロー	5
2.	PSQ 認証 関連様式	6
2.1	関連様式の PSQ 評価ポイントと様式記入者について	6
2.2	様式の作成者と認証フローに係る様式	8
3.	実機評価について	9
3.1	必要性	9
3.2	規程上の解釈	9
3.3	実施方法	9

1. PSQ 認証 業務フロー

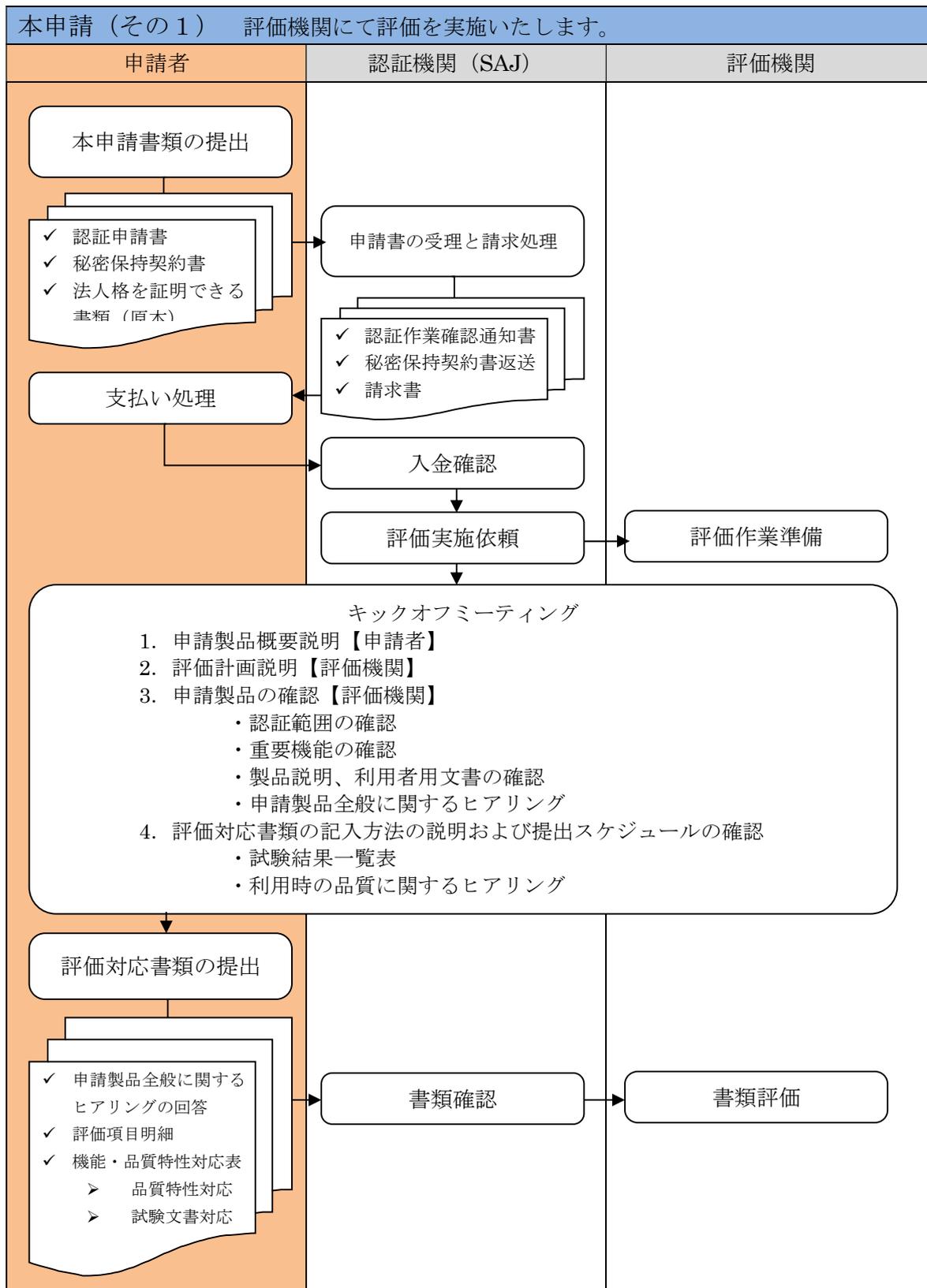
1.1 全体フロー

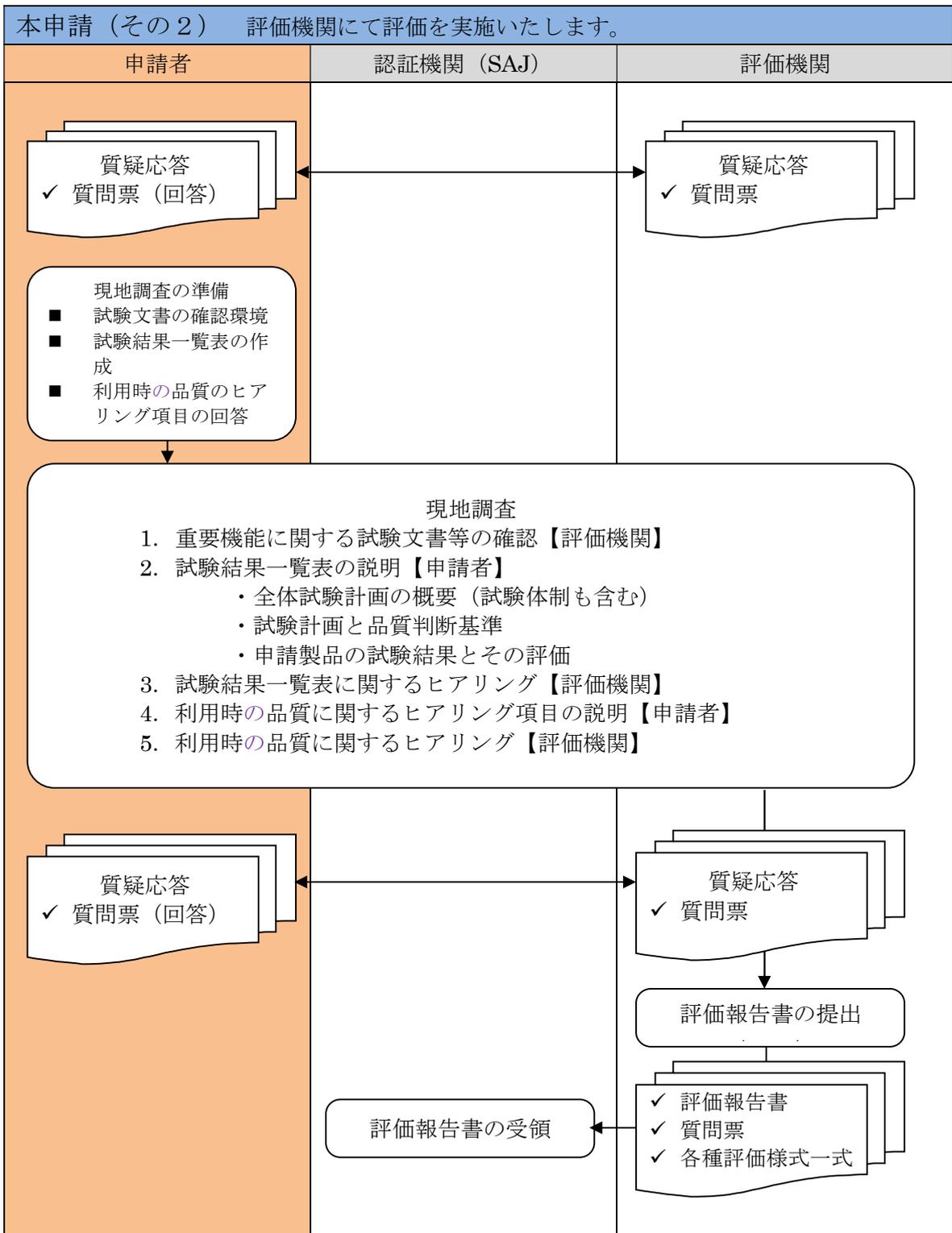


1.2 事前申請フロー

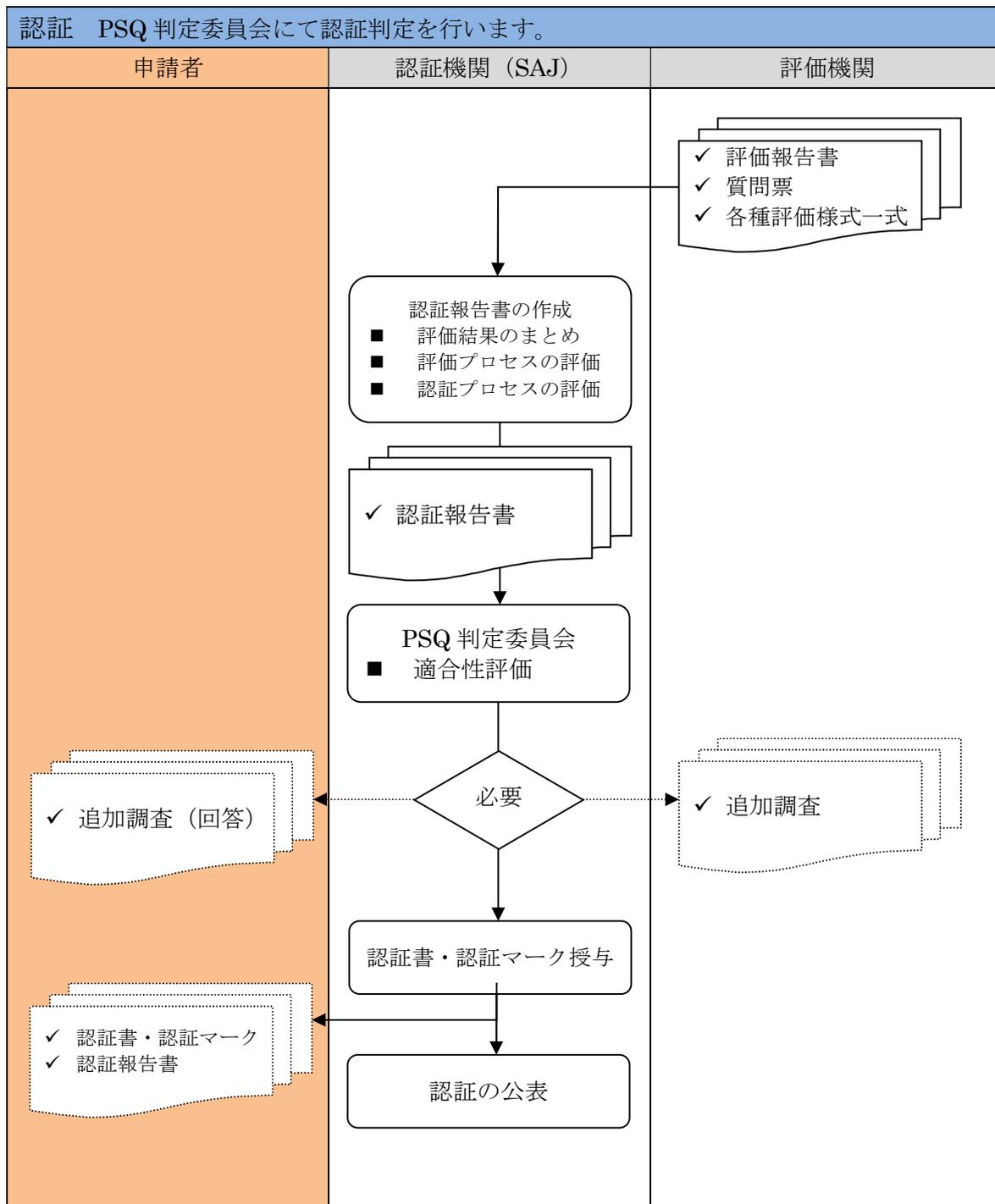


1.3 本申請フロー





1.4 認証フロー



2. PSQ 認証 関連様式

2.1 関連様式の PSQ 評価ポイントと様式記入者について

様式名	PSQ 評価ポイント	様式記入者 (◎：主記入、○：補足記入)		
		申請者	認証機関	評価機関
事前認証申請書	<ul style="list-style-type: none"> ソフトウェア製品の概要把握 認証対象の可否判断 認証対象の特定 	◎		
認証アプリケーション範囲特定図	<ul style="list-style-type: none"> 認証対象の詳細特定 	◎		
秘密保持契約書		○	◎	
製品説明情報一覧	<ul style="list-style-type: none"> 評価対象文書類（製品説明、利用者用文書類）の明確化 	◎		
機能・品質特性対応表	<ul style="list-style-type: none"> 全機能項目確認 全機能と評価対象文書（製品説明、利用者用文書類、試験文書類）とのマッピング 全機能と品質特性とのマッピング 重要機能の特定と試験文書類による証跡確認 	◎		○
申請受理書			◎	
評価計画書	<ul style="list-style-type: none"> 評価対象の特定 評価体制、評価期間、評価工数の構築 			◎
申請取下げ届		◎		
認証申請書		◎		
評価項目明細（製品説明）	<ul style="list-style-type: none"> 製品説明に関する規格要求事項の確認（利用時の品質は除く） 	◎		○
評価項目明細（利用者用文書類）	<ul style="list-style-type: none"> 利用者用文書類に関する企画要求事項の確認（利用時の品質は除く） 	◎		○
評価項目明細（試験文書類）	<ul style="list-style-type: none"> 試験文書に関する規格要求事項（記載事項等に関する）の確認 	◎		○
製品概要情報チェックシート	<ul style="list-style-type: none"> ソフトウェア製品の開発、保守・運用に関する考え方、その実績の確認 	◎		
試験結果一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ソフトウェア製品の開発（試験プロセス）に関する考え方や、その実績の確認実態 	◎		

利用時の品質 チェックシート	・利用時の品質に関する考え方や、その実績の確認	◎		
質問票	・評価機関が発行する申請者または認証機関に対する質問、及びその回答(評価プロセスの証跡)	○	◎	○
連絡票	・申請者が発行する認証機関または評価機関に対する質問、及びその回答(認証プロセス、及び評価プロセスの証跡)	◎	○	○
評価報告書	・評価対象ソフトウェア製品の評価結果及び評価プロセスに関する報告			◎
認証報告書	・認証対象ソフトウェア製品の認証結果及び認証プロセスに関する報告(評価結果及び評価プロセスも含めた認証全体)		◎	
認証書			◎	
認証マーク		△	◎	

2.2 様式の作成者と認証フローに係る様式

様式名	様式番号	様式ファイル名
事前認証申請書	様式 1	psqm-02-A_form1.1.docx
認証アプリケーション範囲特定図	様式 1-2	psqm-02-A_form1.2.docx
秘密保持契約書	様式 13	psqm-02-A_form13-1
製品説明情報一覧	様式 3	psqm-02-A_form3.0.xlsx
機能・品質特性対応表	様式 4	psqm-02-A_form4.0.xlsx
申請受理書	様式 6	psqm-02-A_form6.docx
評価計画書	様式 22	psq-02-A_form22.0.docx
申請取下げ届	様式 8	psqm-02-A_form8.0.docx
認証申請書	様式 2	psqm-02-A_form2.0.docx
評価項目明細（製品説明）	様式 5-1	psqm-02-A_form5.0.xlsx
評価項目明細（利用者用文書類）	様式 5-2	psqm-02-A_form5.0.xlsx
評価項目明細（試験文書類）	様式 5-3	psqm-02-A_form5.0.xlsx
製品概要情報チェックシート	様式 21-1	psqm-02-A_form21.1.docx
試験結果一覧表	様式 21-2	psqm-02-A_form21.2.docx
利用時の品質チェックシート	様式 21-3	psqm-02-A_form21.3.xlsx
質問票	様式 20	psqm-02-A_form20.docx
連絡票	書式自由	—
評価報告書	様式 23	psq-02-A_form23.0.docx
認証報告書	様式 24	psq-02-A_form24.0.docx
認証書	—	—
認証マーク	—	—

3. 実機評価について

3.1 必要性

PSQ 認証制度（日本国内）では、製品説明、利用者用文書類、試験部書類による品質評価を実施している。日本製品の海外展開を推進するためには、他国で実施されている第三者認証との間で国際相互承認が必要となるが、他国の品質認証では実機評価を採用しているため、申請者が国際相互承認を希望する場合は PSQ の評価方法として実機評価を採用する。

3.2 規程上の解釈

ISO/IEC 25051 の 7.4 項「適合性評価プロセス」における「供給者が試験文書類を提供する場合」の注記 2「適合性評価中に追加の試験文書が作成されてもよい。」と対応させる。

3.3 実施方法

ソフトウェアの全機能と試験文書類との全機能マッピングを実施したうえで、重要機能としてサンプリングされた機能に関して、評価機関が第三者として実機評価を行う。

具体的には、実機評価を実施する場合、評価能力（IVEC レベル 4 以上もしくは同等の）を有する評価者が重要機能を 60 機能サンプリングし、推奨環境下において 20%以上の機能を対象とし、申請側の持つ試験結果と同様の結果が得られるか確認を行う。

なお、国際相互承認に関する取り決めはないため、実機評価の実施レベルについては、個々の交渉によることとなる。

附則（平成 25 年 6 月 12 日）

- 1.（施行月日）本附属資料 B は、「制度基本規程」の附属資料として、「制度基本規程」と同じ平成 25 年 6 月 12 日より施行する。